

## 別紙 乳用後継牛の6つの補助要件 よくわかる早見表

※要件ごとの証拠書類の一覧(証拠書類の確認箇所は別添参照)と、その留意事項をまとめた早見表です。事業に参加する酪農経営体が、本表により補助要件を満たしていることを確認してください。

要件	証拠書類	留意事項
ア:事業に参加する酪農経営体の農場又は預託農家での種付けにより生産された牛【乳用後継牛】	<p>【酪農経営体の農場又は預託農家で種付けされた場合】</p> <p>① 生産された牛の個体識別情報 ② ①の母牛の個体識別情報</p>	<p>・①の出生日から遡って7か月～10か月の間、②の当該母牛が①の出生地と同様の酪農経営体の農場又は預託農家で飼養されていることを確認。</p>
	<p>【預託施設(地元の公共牧場等)に預託中に種付けされた場合】</p> <p>③ ①②の書類に加え、以下のいずれかの書類(写し) ・当該母牛の種付証明書(家畜改良増殖法施行規則(以下「規則」と言う。)別記様式第5号) ・当該母牛の授精証明書(規則別記様式第17号) ・当該母牛の体外受精卵移植証明書(規則別記様式第18号) ・当該母牛の体外受精卵移植証明書(規則別記様式第19号) ・その他、当該母牛の授精年月日が証明できる書類(例:牛群検定の検定成績表)</p>	<p>・酪農経営体が、母牛を乳用後継牛預託推進協議会(以下「協議会」と言う。)の構成員以外の預託施設(地元の公共牧場等)に預託中に種付けした場合についても奨励金の対象となる。ただし、この場合、酪農経営体の氏名(名称)と③の飼養者の氏名(名称)が異なることから、母牛の個体識別情報に③の飼養者の氏名(名称)の記載があることを確認のうえ、証拠書類の欄外又は別紙において預託施設での種付けであることを記載すること。</p>
イ:牛の預託開始年度から返還までの間に新たに牛群検定を開始した酪農経営体からの預託牛【乳用後継牛】	<p>① 牛群検定の検定成績表(「前回検定年月日」欄が空欄であるもの)</p>	<p>・過去に牛群検定から除籍したが、再度加入した場合も対象。ただし、前回検定年月日に前回加入時の最終検定日が記載されることから、証拠書類の欄外に再度加入した旨を記載すること。 ・個体識別情報の飼養者の氏名(名称)と本書類の氏名が異なる場合には、酪農経営体との関係性を記載すること。</p>
ウ:後代検定娘牛の生産に協力している酪農経営体からの預託牛【乳用後継牛】	<p>① 調整交配の実施状況(実施明細)(当該酪農経営体名が記載されており、「調整交配期間」が当該牛の預託開始年度以降のもの)</p>	<p>・本書類は後代検定事業実施主体(農協、畜産会、牛群検定組合等)が管理しているため、当該機関から酪農経営体に提供するか、当該機関から直接協議会に提供すること。その際は、個人情報の取扱に留意し、他の検定農家に係る情報を黒塗り等すること。 ・個体識別情報の飼養者の氏名(名称)と本書類の氏名が異なる場合には、酪農経営体との関係性を記載すること。 ・当該牛の預託の開始年度以降に後代検定のための調整交配を行っている酪農経営体であること。</p>
エ:国内でゲノミック評価が行われた牛【乳用後継牛】	<p>① 以下のいずれかの書類 ・牛群検定の検定成績表(申請に係る牛について「ゲノミック評価値が計算されています」との記載があるもの。) ・牛群改良情報(農家情報、個体情報)(申請に係る牛についての信頼度の下段欄に「G」マークの記載があるもの)</p>	<p>・個体識別情報の飼養者の氏名(名称)と本書類の氏名が異なる場合には、酪農経営体との関係性を記載すること。</p>
オ:事業に参加する酪農経営体の牛群検定参加率が、全都道府県の平均参加率を超えている農業協同組合に所属する酪農経営体からの預託牛【乳用後継牛】	<p>① 農協に所属する本事業参加者の牛群検定参加率(農協が別紙の要件確認シートに記入)</p>	<p>・事業に参加する酪農経営体の牛群検定参加率 =酪農経営体の属する農業協同組合の「預託事業参加者のうち牛群検定参加者/預託事業参加者」とする。 ・参加率の算出時期は、預託開始の前年度末とする。 (例) 預託開始:R5年4月1日 元の酪農経営への返還:R6年3月1日 →農協でR5年3月31日時点の牛群検定参加率が、同時期の全都道府県の平均参加率を上回っていることを確認のうえ預託を開始し、協議会が事業実施年度(元の酪農経営への返還年度)に要件を満たしていることを確認する。 ・個体識別情報の飼養者の氏名(名称)と本書類の氏名が異なる場合には、酪農経営体との関係性を記載すること。</p>
カ:事業に参加する酪農経営体の前年度の牛群検定参加率が、前々年度の牛群検定参加率より上昇した農業協同組合に所属する酪農経営体からの預託牛【乳用後継牛】	<p>① 農協に所属する本事業参加者の牛群検定参加率(農協が別紙の要件確認シートに記入)</p>	<p>・事業に参加する酪農経営体の牛群検定参加率 =酪農経営体の属する農業協同組合の「預託事業参加者のうち牛群検定参加者/預託事業参加者」とする。 ・参加率の算出時期は、預託開始の前年度末とその前年度末とする。 (例) 預託開始:R5年4月1日 元の酪農経営への返還:R6年3月1日 →農協でR5年3月31日時点の牛群検定参加率が、R4年3月31日時点の同参加率を上回っていることを確認のうえ預託を開始し、協議会が事業実施年度(元の酪農経営への返還年度)に要件を満たしていることを確認する。 ・個体識別情報の飼養者の氏名(名称)と本書類の氏名が異なる場合には、酪農経営体との関係性を記載すること。</p>